



55

182

供 述 調 書	
本 籍	[REDACTED]
住 居	[REDACTED]
職 業	会社役員
氏 名	馬 田 明
	[REDACTED] 日生 (歳)
上記の者に対する 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律違反 被疑事件につき、令和2年11月30日、東京地方検察庁において、本職は、 あらかじめ被疑者に対し、自己の意思に反して供述をする必要がない旨を告げ て取り調べたところ、任意次のとおり供述した。	
1	私は、現在、東邦薬品株式会社の代表取締役社長を務めるととも に、同社の親会社である東邦ホールディングス株式会社の専務取締 役を務めています。 東邦薬品株式会社は、平成28年及び平成30年に独立行政法人 地域医療機能推進機構、略称「 ^{ジェイコー} JCHO」が実施した医薬品単価購 入契約一式の一般競争入札の際、東邦薬品株式会社の入札担当者ら が、アルフレッサ株式会社、株式会社スズケン、株式会社メディセ オの各入札担当者らとの間で、いわゆる受注調整を行いました。 そして、このような独占禁止法違反の事実が発覚したことを受け、 現在、東邦薬品株式会社を含む東邦ホールディングス株式会社のグ ループ全体で再発防止に取り組んでおりますので、その内容などに ついてお話しします。 以後、東邦薬品株式会社のことを「当社」、東邦ホールディング

検 察 庁

- 1 -



ス株式会社のことを「東邦ホールディングス」と呼ぶなど、会社名や部署名、個人名などは、適宜、略称を用いてお話しします。

2 最初に、当社の現在の代表取締役社長である私から、当社の沿革や会社概要などについてご説明します。

現在の東邦ホールディングスの前身である旧東邦薬品は、昭和23年9月、東京都内において医薬品販売会社として設立され、医療用医薬品の卸売業を主たる業務として活動を開始しました。

その後、旧東邦薬品は、各地方にあった医薬品卸売業者を子会社化するなどして商圏を拡大し、平成20年11月、資本金3億円で、現在の東邦薬品となる会社を連結子会社として設立し、さらに、平成21年4月には純粋持株会社へと移行して「東邦ホールディングス株式会社」に商号変更するとともに、現在の当社を100%子会社としました。

それ以降、現在の当社は、東邦ホールディングスグループ内の主要事業である医薬品卸売業や調剤薬局事業などの事業を行っており、同グループ内の中核会社となっています。

当社の直近5年度における業績は

平成28年3月期	売上高	約1兆2387億円
----------	-----	-----------

	営業利益	約197億円
--	------	--------

平成29年3月期	売上高	約1兆1670億円
----------	-----	-----------

	営業利益	約104億円
--	------	--------

平成30年3月期	売上高	約1兆1508億円
----------	-----	-----------

	営業利益	約132億円
--	------	--------

検 察 庁

	平成31年3月期	売上高	約1兆1642億円
		営業利益	約119億円
	令和2年3月期	売上高	約1兆2041億円
		営業利益	約134億円
	と推移しており、国内の医薬品卸売業界の中では、アルフレッサ、		
	メディセオ、スズケンに次いで「医薬品4大卸」と呼ばれる大手4		
	社の一画を占めています。		
	現在の当社の経営体制は		
	会長 枝廣弘巳		
	社長 私		
	の2名が代表取締役を務め、当社の業務全般を統括しています。		
	当社の本社は、東京都世田谷区代沢の本店に総務などの機能を担		
	わせていますが、営業面に関しては、東京都千代田区丸の内にある		
	グラントウキョウサウスタワー内に、通称「丸の内オフィス」を構		
	えており、さらに、本社営業本部長の直轄組織として、首都圏支社、		
	北海道・東北支社、北関東甲信越支社、東海・北陸支社、関西支社		
	を設けて営業業務を行っています。		
	当社は、こうした販売網を築き、先ほどお話しした規模の売上高		
	を確保していますが、営業利益率は1%前後に留まっており、いわ		
	ゆる「薄利多売」の状況が続いています。		
3	次に、当社のグループ会社について説明します。		
	現在、当社の親会社は		
	東邦ホールディングス		



ですが、当社の100%子会社として

福岡市に本店を置く九州東邦株式会社

広島市に本店を置く株式会社セイエル

高松市に本店を置く株式会社幸耀

富山市に本店を置く北陸東邦株式会社

沖縄県中頭郡西原町に本店を置く沖縄東邦株式会社

の各社のほか、東邦ホールディングスの持分法適用会社である

東京都三鷹市に本店を置く酒井薬品株式会社

があり、当社を中心とするこれら子会社及び酒井薬品で

共創未来グループ

という企業集団を組んでいます。

なお、平成29年までは、大阪市内に本店を置く東邦薬品の連結子会社だった合同東邦株式会社も、共創未来グループの一員でしたが、同年4月に当社に吸収合併され、当社の「関西支社」となりました。

このほか、当社との資本関係はありませんでしたが、金沢市に本店を置く株式会社ファイネスも、共創未来グループの一員でした。

もっとも、ファイネスは、平成30年10月、当社との業務提携関係を解消し、共創未来グループからも離脱しました。

また、資本関係のない企業グループとして

葦の会

があります。

葦の会は、平成16年に独立行政法人国立病院機構、略称



「N H O」が、その傘下病院で使用する医薬品の共同購入に係る一般競争入札を導入したことを機に、当社が協力関係にある各地方の地場卸業者と連携し、平成17年11月に「葦の会」との名称で形成された企業グループです。

現在、葦の会を構成する企業としては、当社を筆頭に

札幌市に本店を置く株式会社ほくやく

仙台市に本店を置く株式会社バイタルネット

千葉県四街道市に本店を置く岩淵薬品株式会社

長野県松本市に本店を置く鍋林株式会社

名古屋市に本店を置く中北薬品株式会社

大阪市に本店を置く株式会社ケーエスケー

福岡市に本店を置く株式会社アステム

前述のセイエル

の合計9社があり、これらの会社で「株式会社葦の会」という医薬品の販売促進事業を行う会社に共同出資をしており、さらに、長崎市に本店を置く藤村薬品株式会社、沖縄県宜野湾市に本店を置く株式会社ダイコー沖縄の2社も「葦の会」に含めることがあります。

4 それでは、現在、当社をはじめとする東邦グループが取り組んでいる再発防止策などについてお話しします。

当社では、今回の受注調整などが発覚する以前にも、毎月行っていた全社員が参加するテレビ朝礼や、各種会議などの場で、「社内外におけるコンプライアンス違反に十分注意して業務遂行しましょう。」とか「独占禁止法や薬事法などの法律に違反するようなこと



は絶対にしてはいけません。」などと注意喚起を行ってきました。

しかし、これはあくまでも、公正取引委員会や厚生労働省などのいわゆる「お役所向け」、つまり表向きの談合防止策であり、内容も抽象的で全く具体性のないものでした。

別の機会にお話したように、私は、過去に、当社の他の営業担当者らが病院等が実施した入札や見積合わせなどの際、競業他社の営業担当者らとの間で受注調整を行っている状況を見聞きし、また、私自身も受注調整に直接関与した経験もありましたので、医薬品卸売業界では入札などの際に競業会社間で受注調整を行うのが当たり前であり、むしろ、言葉は悪いですが「必要悪である」くらいに受け止めてしまっていました。

ですから、私自身、JCHOの本件各入札当時は、当社の専務取締役営業統轄本部長と医薬営業本部長を兼務するとともに本件各入札を担当する病院統轄部の部長職にあったのに、各医薬品卸売会社の営業担当者間で受注調整を行っているだろうと思いつつも、当社の売上や利益、受注シェアの確保を優先し、敢えて受注調整を止めるよう部下らに指示することもせず、黙認してきました。

また、私は、令和元年6月に当社の代表取締役社長に就任した後も、それまでと同様に、入札などにおける受注調整を止めるような具体的な方策を採らず、放置してきました。

そのような意識でしたから、私を含め、当社では、今回の件が発覚する以前は、「談合防止策なんて、形式的にやっておけばいい。」程度にしか考えていなかったため、前述のように、抽象的で具体性



のない表向きの談合防止策しか講じていませんでした。

このような表向きの談合防止策が客観的に極めて不十分なものであることは当然であり、私自身も、そのことは十二分に理解していました。

そのため、今回、当社が受注調整などの嫌疑により令和元年11月27日に公正取引委員会から1回目の強制調査を受けて以降、当社をはじめ東邦ホールディングスのグループ会社では、グループ会社全体で再発防止のために何をすべきかを検討するとともに、各種会議において、私たち幹部社員が、当社を含むグループ会社の社員ら全員に対し、法令遵守・コンプライアンス強化を指示してきました。

そして、当社においては、代表取締役社長である私が、法令遵守・コンプライアンス強化を実現すべく、自ら音頭を取り、実際に、公正取引委員会による1回目の強制調査を受けた直後の令和元年12月4日、テレビ朝礼において、全社員に対し

当社が、利益率の低下などのいかなる厳しい状況に置かれた場合であっても、公正な取引を行うように、

価格、サービス、取引方法などに関して、競争相手との馴れ合い、不当な取引制限など、公正な競争を阻害するような

一切の制限や協定などを絶対に行わないように、

などと、具体的に指示し、周知しました。

これに加え、私は、当社の全社員に対し

そのために、常に、社員ひとりひとりが自覚を持ち、受注



調整などの不正な行為をしないことはもちろん、不正な受注

調整などを行っているのではないかと疑われるような行為、そ

のような誤解を招く行動さえも、厳に慎むように。

などと、念を押して何度も注意喚起しました。

その上で、私は、受注調整などの不正な行為と疑われかねない行為やそのような誤解を招く行動をとらないための更に具体的な方策として

競合相手である医薬品卸売会社の社員をはじめ、医薬品メーカーや医療関係者などとの会食、特に、忘年会や新年会などへの参加を控えること

正式な会合以外の会合に参加しないこと

得意先の医療機関内などで競合相手の医薬品卸売会社の社員などと偶然に会った場合でも、会釈程度の挨拶のみにとどめ、不要な会話をしないこと

などを指示しました。

その後も、私は、当社や東邦ホールディングスの各種会議、具体的には、令和2年1月開催の新年集会、毎月開催のテレビ朝礼の場などで、同じことを繰り返し話し、指示・徹底しました。

また、私は、令和2年4月17日に開催した経営会議兼営業責任者会議において、当社及び東邦ホールディングスの幹部社員らに対しても、これと同様の具体的な指示を行った上で、各幹部社員らから部下社員らに改めて周知・徹底しておくよう指示しました。

そして、このような再発防止策については、東邦ホールディング

スにおいて、今後も当社をはじめとする東邦ホールディングスのグループ会社全体の重点課題として、継続的かつ徹底的に取り組んでいくとの決意表明として、令和2年7月3日付けの適時開示により

東邦ホールディングス内に「グループ・コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、同社代表取締役社長の有働敦が同委員会の委員長を務め、今回の受注調整などの独占禁止法違反行為を重く受け止め、深く反省するとともに、法令遵守・コンプライアンス強化に率先して取り組んでいくこと

を公表しました。

その上で、東邦ホールディングスは、同じ適時開示の中で、そのための具体的な再発防止策として

当社をはじめとする東邦ホールディングスのグループ企業において、営業現場に配属された新入社員を対象に、法令遵守やコンプライアンス強化への取り組みについての周知・徹底を目的として、独占禁止法や御競争規約等に関する研修を行うこと

この研修内容を拡充・充実させ、既に営業現場に配属されている管理職や営業担当者も対象として、同様の研修を継続的に実施すること

不正な競争が行われるおそれのある行為について情報を得た際には、社内通報窓口である東邦ホールディングスの法務部に直接連絡するよう周知・徹底すること

検 察 庁

全社員を対象に、毎月開催されている「テレビ朝礼」などの機会において、東邦ホールディングス及び当社の幹部社員らから、受注調整などの独占禁止法違反行為だけでなく、コンプライアンスに抵触するおそれのある行為を厳に慎むよう教育すること

などを公表しました。

- 5 このように、当社は、その親会社である東邦ホールディングスとともに、グループ全体として、二度と同じような違反行為を起こさないようにすべく、法令遵守・コンプライアンス強化に徹底的に取り組んでいるところです。

私は、現在、当社のトップである代表取締役社長の立場にありますから、まずは、私自身が自覚を持って、過去に立ち返り、今回のJCHOによる各入札に限らず、これまで医薬品卸売業界の悪しき慣習となっていた受注調整などの違法行為を猛省しているところです。

その上で、私は、今回の件を風化させることなく、今後も、そのような受注調整などをこの業界から徹底的に排除することに邁進していくことを誓います。

そして、私は、当社の社内全体に、法令遵守・コンプライアンス強化の意識を浸透させ、全国で医薬品を必要とする国民の方々のためにも、当社の立て直しに筋道をつけたいと考えております。

このたびは、誠に申し訳ございませんでした。

検 察 庁



供述人の目の前で、上記のとおり口述して録取し、読み聞かせ、かつ、御読ませたところ、誤りのないことを申し立て、末尾に署名押印した上、各ページ欄外に押印した

前 同 日

東京地方検察庁

検察官 検事



検察事務官





これは謄本である。

令和3年3月18日

東京地方検察庁

検察事務官

